

- 株式会社イースタンサウンドファクトリー（以下「弊社」とします）は、以下の試聴機貸出サービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、当社の製品の貸出希望者（以下「お客様」とします。）に対して、別表に定める試聴機製品の貸出サービスを規約の条件に従い提供します。
- 対象製品の貸出は、製品を購入される前にお客様ご自身の環境で製品を試聴し、性能の実感、確認をしていただくために行います。（以下「目的」といいます。）。
- 対象製品の貸出お申込みはご購入を前提に検討されている方と対象とします。
- 対象製品の貸出に際して、製品ごとに定められた保証金を銀行振込にて納めください。振り込み確認後、着払いにて貸出製品を発送いたします。貸出期間終了後製品が弊社に到着し、動作確認を行い正常に動作が確認されたのちに保証金を返金いたします。
- 万が一、対象製品が故障、紛失、破損（以下「破損等」といいます。）した場合、速やかに弊社までご連絡ください。貸出期間中に破損等が発生した場合、もしくは返却後、動作確認の際に破損等が発見された時、該当する破損等お客様の故意または不注意により生じたと弊社が判断した場合は保証金から費用を請求させていただきます。また、保証金を上回る額の費用が必要な場合、その差額をお客様に請求できるものとします。
- 対象製品は、必ず安全な場所で使用し上記の目的以外での使用を禁止いたします。特に下記行為は固く禁じます。
 - ・対象製品を第三者に有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与すること。
 - ・分解、解析または改造を行うこと。
- 対象製品の所有権を含むすべての権利は、弊社に帰属するものとし、お客様は本規約で定められた使用目的のみ最長 10 日間 対象製品を利用できるものとします。なお別途定める返却期日までに必ずご返送ください。
- 必ず返却予定日までに弊社に到着するよう対象製品を元払いにてご返送ください。やむをえない理由により、期日までに返却できない理由が発生した場合は、速やかに弊社までご連絡ください。
- 返却予定日を過ぎても対象製品が返却されなかった場合、弊社はお客様に対し、遅延金として下記に規定する金額を請求できるものとします。
遅延金 1 日につき 5,500 円 (税込)
※上記は 1 日遅延につき請求する金額となります。
- 対象製品の利用により、万一何らかの損害がお客様に生じたとしても、当該損害および第三者からお客様に対する請求について、弊社は一切の責任を負いかねます。
- 対象製品は試用サンプルであり、特定目的に適合すること、または第三者の権利を侵害しないこと等商品の機能等をお約束するものではなく、保証の対象外となります。
- お客様確認のために免許証等身分証明書のコピーを確認させていただきます。なお、お客様から受領した個人情報につきまして、当該目的以外で利用はせず、厳重に管理させていただきます。
- お客様が、本規約の一部に違反した場合、もしくは製品の貸し出しに関連してお客様の責任により、弊社に損害が発生した場合は、その損害を請求させていただきます。
- 弊社は必要に応じて、お客様へ事前に通告することなく、本規約の規定を変更できるものとします。